

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「農作業従事者の特別加入に係る指定農業機械の範囲の拡大について」の一部
改正について

航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 22 項に規定する無人航空機（農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査に用いるものに限る。）を使用する作業に従事する者が構成員となる特別加入団体については、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）第 46 条の 23 第 2 項に基づき特別加入者の団体である指定農業機械作業従事者の団体が定めることとされている業務災害の防止に関する当該団体が講ずべき措置及び当該団体の構成員が守るべき事項として、当該作業従事者が「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」（平成 27 年 12 月 3 日付け 27 消安第 4545 号消費・安全局長通知。以下「指導指針」という。）を遵守する旨の記載がなければならぬと「農作業従事者の特別加入に係る指定農業機械の範囲の拡大について」（平成 27 年 3 月 25 日基発 0325 第 11 号。以下「指定農機通達」という。）で定めているところである。

今般、「規制改革推進に関する第 4 次答申」（平成 30 年 11 月 19 日規制改革推進会議）を受け、指導指針が廃止され、新たに「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（令和元年 7 月 30 日付け元消安第 1388 号農林水産省消費・安全局長通知）」及び「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（令和元年 7 月 30 日付け元消安第 1388 号農林水産省消費・安全局長通知）」が施行されることにより、指定農機通達を以下のとおり改正し、令和 2 年 9 月 28 日から適用することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正内容

- (1) 指定農機通達 1（3）②中「「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」（平成 27 年 12 月 3 日付け 27 消安第 4545 号消費・安全局長通知）」を「「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年 7 月 30 日付け元消安第 1388 号農林水産省消費・安全局長通知）及び「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年 7 月 30 日付け元消安第 1388 号農林水産省消費・安全局長通知）」に改正する。

2 施行日

本通達は、令和2年9月28日から施行する。

改正前（改正箇所は傍線部分）

基発 0325 第 11 号

平成 27 年 3 月 25 日

最終改正 平成 28 年 6 月 15 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

農作業従事者の特別加入に係る指定農業機械の範囲の拡大について

「労働者災害補償保険法施行規則第 46 条の 18 第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める機械の種類を定める件の一部を改正する件」（平成 27 年厚生労働省告示第 82 号）が平成 27 年 3 月 23 日に公布され、4 月 1 日から適用されることとなった。

この改正の趣旨等は下記のとおりであるので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨及び内容

(1) 改正の趣旨

自営農業者については、特定農作業従事者及び指定農業機械作業従事者に係る特別加入の制度を設けている。このうち指定農業機械作業従事者としては、重度の傷害を起こす危険度が高いと認められる厚生労働大臣が定める種類の農業機械（「労働者災害補償保険法施行規則第 46 条の 18 第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める機械の種類を定める件」（昭和 40 年労働省告示第 46 号。以下「指定農機告示」という。）に規定。）を使用して行う土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業に従事する者に限定して特別加入を認めているところである。

今般、農薬の空中散布等の作業に用いる産業用無人ヘリコプター等の無人航空機（以下「無人航空機」という。）を使用する者を、特別加入の対象として認めることとした。

(2) 改正の内容

指定農機告示に「航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 22 項に規定する無人航空機（農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査に用いるものに限る。）」を追加することとした。

(3) 留意事項

改正前（改正箇所は傍線部分）

① 対象となる作業

今回追加する農業機械は、無人航空機のうち農薬の散布、肥料の散布、種子の散布、融雪剤の散布、調査のいずれかに用いるものに限ったところであるが、このうち「調査」とは、土壌の肥沃度・植物の生育状況の調査や、無人航空機での農薬散布等が安全に行えるかどうかを確認するために行うテスト飛行が該当するものであること。

② 業務災害防止措置の作成及び提出

ア 指定農業機械作業従事者に係る特別加入団体

「航空法第 2 条第 22 項に規定する無人航空機（農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査に用いるものに限る。）」を使用する作業に従事する者（以下「無人航空機による農薬散布等作業従事者」という。）が構成員となる特別加入団体については、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）第 46 条の 23 第 2 項に基づき特別加入者の団体である指定農業機械作業従事者の団体が定めることとされている業務災害の防止に関する当該団体が講ずべき措置及び当該団体の構成員が守るべき事項として、当該作業従事者が「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」（平成 27 年 12 月 3 日付け 27 消安第 4545 号消費・安全局長通知）を遵守する旨の記載がなければならないこととすること。

したがって、既に特別加入団体として承認を受けている団体が、無人航空機による農薬散布等作業従事者を特別加入させる場合については、「特別加入に関する変更届」の提出に併せて、上記の業務災害防止措置を記載した書類を提出させること。

イ 特定農作業従事者に係る特別加入団体

上記アの取扱いについては、特定農作業従事者に係る特別加入団体についても同様であること。

③ 業務上外の認定

無人航空機による農薬散布等作業従事者の業務上外の認定については、昭和 40 年 12 月 6 日付け基発第 1591 号「特別加入者に係る業務上外の認定及び支給制限の取扱いについて」によること。

2 関係通達の改正

今般の告示改正等を踏まえ、昭和 40 年 11 月 1 日付け基発第 1454 号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第 2 条の規定の施行について」を別添 2 のとおり改正し、平成 26 年 3 月 26 日付け基発 0326 第 1 号「労災保険特別加入関係事務取扱いについて」を別添 3 「新旧対照表」の同通達の改正後の欄のとおり改正する。

3 施行日

本通達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

改正後（改正部分は傍線部分）

基発 0325 第 11 号

平成 27 年 3 月 25 日

最終改正 令和 2 年 9 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

農作業従事者の特別加入に係る指定農業機械の範囲の拡大について

「労働者災害補償保険法施行規則第 46 条の 18 第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める機械の種類を定める件の一部を改正する件」（平成 27 年厚生労働省告示第 82 号）が平成 27 年 3 月 23 日に公布され、4 月 1 日から適用されることとなった。

この改正の趣旨等は下記のとおりであるので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨及び内容

(1) 改正の趣旨

自営農業者については、特定農作業従事者及び指定農業機械作業従事者に係る特別加入の制度を設けている。このうち指定農業機械作業従事者としては、重度の傷害を起こす危険度が高いと認められる厚生労働大臣が定める種類の農業機械（「労働者災害補償保険法施行規則第 46 条の 18 第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める機械の種類を定める件」（昭和 40 年労働省告示第 46 号。以下「指定農機告示」という。）に規定。）を使用して行う土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業に従事する者に限定して特別加入を認めているところである。

今般、農薬の空中散布等の作業に用いる産業用無人ヘリコプター等の無人航空機（以下「無人航空機」という。）を使用する者を、特別加入の対象として認めることとした。

(2) 改正の内容

指定農機告示に「航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 22 項に規定する無人航空機（農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査に用いるものに限る。）」を追加することとした。

(3) 留意事項

改正後（改正部分は傍線部分）

① 対象となる作業

今回追加する農業機械は、無人航空機のうち農薬の散布、肥料の散布、種子の散布、融雪剤の散布、調査のいずれかに用いるものに限ったところであるが、このうち「調査」とは、土壌の肥沃度・植物の生育状況の調査や、無人航空機での農薬散布等が安全に行えるかどうかを確認するために行うテスト飛行が該当するものであること。

② 業務災害防止措置の作成及び提出

ア 指定農業機械作業従事者に係る特別加入団体

「航空法第 2 条第 22 項に規定する無人航空機（農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査に用いるものに限る。）」を使用する作業に従事する者（以下「無人航空機による農薬散布等作業従事者」という。）が構成員となる特別加入団体については、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）第 46 条の 23 第 2 項に基づき特別加入者の団体である指定農業機械作業従事者の団体が定めることとされている業務災害の防止に関する当該団体が講ずべき措置及び当該団体の構成員が守るべき事項として、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年 7 月 30 付け元消安第 4545 号消費・安全局長通知）及び「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年 7 月 30 日付け元消安第 1338 号消費・安全局長通知）を当該作業従事者が遵守する旨の記載がなければならないこととすること。

したがって、既に特別加入団体として承認を受けている団体が、無人航空機による農薬散布等作業従事者を特別加入させる場合については、「特別加入に関する変更届」の提出に併せて、上記の業務災害防止措置を記載した書類を提出させること。

イ 特定農作業従事者に係る特別加入団体

上記アの取扱いについては、特定農作業従事者に係る特別加入団体についても同様であること。

③ 業務上外の認定

無人航空機による農薬散布等作業従事者の業務上外の認定については、昭和 40 年 12 月 6 日付け基発第 1591 号「特別加入者に係る業務上外の認定及び支給制限の取扱いについて」によること。

2 関係通達の改正

今般の告示改正等を踏まえ、昭和 40 年 11 月 1 日付け基発第 1454 号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第 2 条の規定の施行について」を別添 2 のとおり改正し、平成 26 年 3 月 26 日付け基発 0326 第 1 号「労災保険特別加入関係事務取扱手引について」を別添 3 「新旧対照表」の同通達の改正後の欄のとおり改正する。

3 施行日

本通達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。